

阪急電鉄株式会社 代表取締役社長 角 和夫様

平成 22 年 2 月 25 日

兵庫県喫煙問題研究会会長 大島秀夫 <http://notabako.hp.infoseek.co.jp/>
〒661-0012 尼崎市南塚口町 1 丁目 21-23 石川方

阪急電鉄全駅の完全禁煙化を要望します

突然の要望書提出をお許し下さい。100 周年を迎えられた貴電鉄に、心から感謝と敬意を表します。本会はタバコから人々を守る活動を行う会員数約 200 人の団体で、多くの医療関係者を擁しています。詳細は会の HP をご覧下さい。

さて 2003 年 5 月施行の健康増進法 25 条で、公共の場所での受動喫煙の防止が規定され、鉄道の駅でも遵守の義務があります。これを受けて、首都圏の JR を含む私鉄の駅では灰皿が撤去されて久しく、関西でも昨年、JR の駅から灰皿が撤去され、完全禁煙化が実施されており、受動喫煙防止の唯一の方法として高く評価されています。

しかし、残念ながら貴電鉄ではホームの隅とはいえ、ほぼ全駅に灰皿が設置されており、梅田駅では JT をスポンサーとする喫煙室を作られ、十三駅や西宮北口駅にも同様の喫煙室を作る計画があると伺いました。貴電鉄の方針は、以下の理由から、先進事例に逆行し受動喫煙の防止を困難にするものです。①ホーム端喫煙コーナーでも、風下では広い範囲で受動喫煙被害を受けます。②梅田駅喫煙室は、階下の道路側に煙が流出し、歩行者に受動喫煙被害を与え、扉の開閉の度に喫煙室外への副流煙の流出が起ります。③副流煙（セカンド・ハンド・スモーク）のみならず、喫煙者の息や衣服などから流出する有害成分（サード・ハンド・スモーク）による受動喫煙の被害も深刻です。駅構内に喫煙場所があれば、喫煙直後に乗車する乗客が増え、そのサード・ハンド・スモークにより、禁煙で快適であるはずの車内環境は悪化し、乗客は受動喫煙の被害を被ります。

2005 年 2 月に国際条約として発効し、日本を含む 160 か国以上が批准している「たばこ規制枠組み条約 Framework Convention on Tobacco Control , FCTC」の第 8 条にも、受動喫煙防止は規定されています。JT をスポンサーとして喫煙室を作ることは、「たばこの広告、販売促進及び後援の包括的禁止」を規定した第 13 条違反です。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html

是非とも可及的速やかに方針を変更し、全駅から灰皿を撤去し、喫煙室も撤去・設置中止していただきますようお願いいたします。ご多忙中恐縮ですが、本要望書へのご回答を本年 3 月末日までに標記住所までいただきたく、宜しく願い申し上げます。なお、本要望書とご回答は、本会の HP などを通じて公表させていただく予定です。